

令和6年第4回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和6年4月3日（水曜日） 15時00分～16時46分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟
5番 小野 美智子 6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子 8番 山田 美之
9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘
14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 17番 冨田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯1区 松本 仁 佐伯3区 寺嶋 雅昭 佐伯6区 亀山 悦男
佐伯8区 永田 不二男 弥生1区 一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一
宇目1区 岡田 安代 鶴見区 三又 秀喜 米水津区 坪矢 一義
蒲江1区 戸高 浩

事務局： 事務局長 市樂 栄作 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義
副主幹 三股 幸子 主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 矢野 正一郎 主事 木本 匠

議事日程

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

③佐伯市農業委員会「農地等の利用の最適化の促進に関する指針の更新について

④令和6年度最適化活動の目標の設定について

(事務局)

はい。

それではおそろいのようにございますので、ただいまより、令和6年度第4回佐伯市農業委員会を開催させていただきます。

本日の欠席委員は13番山田裕也委員でございます。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は16名でございます。

よって、農業委員会会議規則第6条により、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、該当案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお、推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進委員に係る案件のみとされておりますので、お知らせ申し上げます。

それでは、まず最初に会長よりご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。

皆さんお疲れ様です。

検討委員会に引き続いて総会ということで大変長時間になるかと思っておりますけれどもよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日はですね三条関係が9件と、それから五条関係が5件、計14件となっておりますので、慎重審議をよろしくお願ひ申し上げまして簡単ですけれども挨拶とさせていただきますよろしくお願ひします。

(事務局)

これより先は農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。

それではしばらくの間議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議事録の署名を、3番高畠智恵美委員。

4番、飛高聖悟委員にお願ひします。

議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願ひします。

(事務局)

はい。

それでは、議案書の2ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきましてご説明させていただきます。

農地法第3条につきまして、件数は9件。

面積は、田が 4990 平方メートル。

畑が 4583 平方メートル、合計 9573 平方メートルでございます。

農地法第 4 条につきましては、件数は 0 件でございます。

農地法第五条につきましては、件数は 5 件。

面積は、田が 0 m²、畑が 3271 m²でございます。

合計の総数の合計件数が 14 件。

合計面積が、田が 4990 平方メートル。

畑が 7854 平方メートル。

総合計面積が 1 万 2844 平方メートルでございます。

以上、提案いたしますので、審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第 11 号農地法第三条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

それでは 3 ページの一番から事務局の説明の後、松本推進委員さんの意見を願います。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

今回の申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得は米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 31.33 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして松本推進委員さん願います。

(松本推進委員)

はい。

現地調査をしましたところ、特に問題はありませんでした。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の2番について、事務局の説明の後、亀山推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子2ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う計画とのことです。

取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は23.67アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして亀山推進委員さんお願いします。

(亀山推進委員)

はい。

この件は贈与による所有権の移転でありまして。

別に問題ありませんので報告します。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番について、事務局説明の後、岡田推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子。

3ページ、4ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内及び外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、臨時雇用の2人の計4人で行うとのことです。

農地取得後は栗を栽培する計画です。

また、取得農地は基盤整備を今後行う予定です。

取得後の耕作面積は149.68アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岡田推進委員さんお願いします。

(岡田推進委員)

不動産がするので何も問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして三条の4番についてです。
事務局の説明の後、坪矢推進委員さんからの意見ををお願いします。

(事務局)

住宅地図冊子5ページをご覧ください。
今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用地区域内の農地です。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人1人で行うとのことです。
農地取得後は野菜を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は1.49アールとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして坪矢推進委員さんをお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。
特に問題はないと思われま
以上です。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。
どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。
なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして、三条の5番について、事務局の説明の後、市原推進委員さんからの意見を
お願いします。

(事務局)

住宅地図冊子6ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。
申請農地は農用区域内の農地です。
農業経営に必要な農機具は所有しております。
農業は譲受人と妻の2人で行うとのこと。
農地取得後は野菜を栽培する計画です。
取得後の耕作面積は9.67アールとなります。
今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われ
ます。
事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして市原推進委員さんお願いします。

(市原推進委員)

周囲の状況から見て、特に問題はないと思われ
ます。
以上です。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしという意見がござ
いました。
それでは三条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。
何かございましたら挙手をもってお願いいたします。
はい。
なしとの意見がありましたので、取りまとめたいと思いますそれでは三条の5番につ
いて、賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
全員賛成ということで、許可したいと思
います。
続きまして三条の6番についてです。
事務局の説明の後、寺嶋推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図冊子7ページをご覧ください。
今回の申請は、贈与による所有権の移転
です。
申請農地は農用地区域外の農地です。
農業経営に必要な農機具は所有して
おります。
農業は、譲受人1人で行うとのこと
です。
農地取得は野菜を栽培する計画
です。
取得後の耕作面積は3.34アール
となります。
今後農業を行うので、申請農地周
辺地域への農業利用の支障は予
想されないと思われ
ます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして寺嶋推進委員さんお願いします。

(寺嶋推進委員)

特に問題ありません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは三条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の7番について事務局の説明あと、笠村委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

住宅地図の冊子8ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜や果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は80.22アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと考えられます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして笠村委員、お願いします。

(笠村推進委員)

はい。

何も問題ございません。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして笠村委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の7番についてこれは意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の7番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の8番について、事務局の説明の後、戸高推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図冊子、9ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻と父の3人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は1.47アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして戸高委員さんお願いします。

(戸高推進委員)

はい。

特に問題はないと思われま

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そしてまた、推進委員さんからも問題ないと意見がございました。

それでは3条8番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。それでは3条8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして三条の9番について、事務局の説明の後に三又推進委員さんからの意見をお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子10ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は農用区域内及び外の農地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父母の3人で行うとのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は37.923アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われま

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、三又推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも問題なしとの意見がございました。

それでは三条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法三条の9件の審議を終わります。

続きまして6ページの議案第16号、農地法第五条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

まず五条の一番についてですが、事務局の説明の後、飛高委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の一番についてご説明いたします。

地図の 11 ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い、第二種農地の畑です。

貸し陸上養殖場としての用途による申請です。

譲受人が代表を務める水産会社の既存陸上養殖場の北側に新養殖場を新設しないため、譲受人が申請地及び隣接地の雑種地を含む敷地にふぐカワハギの陸上養殖場新築し、譲受人が代表を務める水産会社に貸し付ける計画です。

なお、申請地は、譲受人が隣接し、同様、雑種地と思い込み令和 6 年 1 月 8 日から着工しているため、今回、譲受人と譲渡人の連名での始末書が添付されています。

申請地では、隣接の雑種地を含む計 3 筆の敷地 2060 m²にフグ、カワハギの陸上養殖場 1 棟、いけすを 22 面、建築面積 1782 平方メートルを建築します。

造成工事は整地を行い、養殖場施設本体は平屋建て、ガルバリウム鋼板ぶきコンクリートブロック基礎で、施設内は砂利敷き生け簀部分は掘削し、防水シートを敷くのみのため日照通風上の支障はなく、土砂の流出崩壊の恐れもないと思われま。

また配水場、配水管を設置し、海の沖合に放流します。

水利権はありません。

許可基準は、運用通知第 2、1、両括弧 1、カの (イ)、第二種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認める場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして飛高委員、お願いします。

(飛高委員)

当該農地は、車が行かない農地、車で行くことのできない農地であります。

それと、周囲の農地も遊休農地がたくさんあります。

他の農地に対する影響はないと思います。

それと追認事項でありますので、譲り渡し人、受け人の 3 名から始末書が添付されております。

以上です。

(会長)

はい事務局からの説明そして飛高委員さんからもですね、追認案件であるけれども始末書も添付されており、周辺農地を見る限り問題ないという意見でございました。

それでは五条の一番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。
五条の一番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。
はい。
賛成多数ということで、許可したいと思います。
続きまして五条の2番についてです。
事務局の説明の後、岡田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。
五条の2番についてご説明いたします。
地図の12ページをご覧ください。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。
太陽光発電施設としての用途による申請です。
譲受人は当初、申請地隣接地の隣接の山林で太陽光発電施設の検討を行っていましたが、現地調査等により、当該山林については、南側の法面部分や斜面は、勾配が急であり、また頂上部分は、頂上部分は、勾配もあり、面積が小さいため、検討を重ねた結果、北側の平場部分が太陽光発電施設の設置に適しているとの結論に至りました。
しかし、当該山林の平場部分だけでは、設置面積が足りないため、隣接する申請地については平場があり、また、所有者が高齢のため、農地としての維持管理が困難となっていることから、今回申請地の平場部分と合わせて、太陽光発電施設の設置を行う計画です。
申請地では、現地の地形を生かし、申請地と隣接する山林の一部の平場部広場の敷地に159枚の太陽光パネルを設置します。
盛土等の造成工事を行わず、整地のみを行い、パネルは、平場部分に設置を行うため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。
また、雨水は自然浸透し、日照対策等についても、課題の高さ2.0メートル以内のため周辺への影響はないと思われます。
なお、申請地の平場以外の土地については、申請地全体を維持するための法面となっています。
水利権はありません。
許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして岡田推進委員さんお願いします。

(岡田推進委員)

何もなくて問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら。

挙手をもってお願いいたします。

はい。

はい。

どうぞ。

吉岡委員。

(吉岡委員)

事務局への質問なんですけれども、この会社、以前にも太陽光発電のための農地取得があったと思うんですけれども。

佐伯市内でこれまでどの程度の規模の太陽光発電の敷地取得はあったのか、また今後ですね、どういった規模の取得予定があるのか、そういったところを一応調べて見ておく必要があるのではなかろうかなと思うんですけれども。

どうでしょうか。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

はい。

今回の申請者転用者の方、なんですけども、事務局の方がですね、これからも申請が佐伯市ではないという形は聞いております。

で、今までの実績と、許可の実績というのがですね、許可のほうは令和5年度から、許可が昨年のこの今の4月に大変太陽光の申請の許可が多くてですね。

それから始まっています。

もう申請の方はこれからも、佐伯市ではないということは確認しております。

はい。

以上です。

(会長)

はい。

どうぞ吉岡委員。

はい。

どうぞ。

(吉岡委員)

昨日今日の新聞でしたか、ソーラー発電、農地のソーラー発電の利用のことが問題になって、私読売新聞が取ってるんですけど。

けれども、かなり大きな記事が載っておりました。

で、今この会社の今後の予定という言い方をしたんですけども、いわゆる佐伯市においてですね、いろんな事業者が、こういった計画を持っておるのではないかなと、いわゆる県南のいわゆる日照条件の良い土地柄だと思いますので、ですから、いわゆる農地保護の観点からですね。

このような事業の今後の事業者の予定等、あらかじめ押さえておく必要があるのではないかなと思ひまして、今質問したわけなんですけれども、こういった計画等に、関する情報収集予定等はないのでしょうか。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

はい。

情報収集なんですけども、、窓口、電話窓口等での申請のご相談をいただいでですね、その中でのこれからの申請の計画をですね、確認させていただいてるんですけども、これから太陽光発電施設、営農型太陽光についてもですね、営農型太陽光の方が少し今日事務局の方から説明があったんですけど。

市が今年度4月1日から、程施行規則にも明記されまして、ちょっと要件とか厳しくなりますので、太陽光発電施設についてもですね、もう売電の人の認定の方もなくなりますので、これから動きとしてですねの事務局がちょっと少し把握してるのが蓄電池のちょっと相談受けてます。

この農地が転用できますかって紹介で、どういう目的で転用されますかとお聞きすると、蓄電池という話を受けてます。

私もちょっと蓄電池の方で他のインターネット等でですね、他の自治体の農業委員さんの議事録等見てもですねまだそういうその許可の実績がないようにあるので、また上部機関大分県に相談しながらですね、太陽光発電施設の経済産業省の設備認定ともまた制度変わってきてますので、上部機関大分県等に確認しながらですね、許可の方、これからの方向ですね、確認していきたいと思っております。

以上です。

(会長)

吉岡委員よろしいですか。

他にございませんか。

はい。

ないようですので取りまとめたいと思います。

五条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。
続きまして五条の3番についてです。
事務局の説明の後、永田推進委員さんの意見ををお願いします。

(事務局)

はい。
五条の3番についてご説明いたします。
地図の13ページをご覧ください。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。
太陽光発電施設としての用途による申請です。
申請地は、現在不耕作の状況です。
譲渡人も、今後も農業を行う見込みがなく、何とか他に有効利用できないものかと悩んでいたところ、太陽光発電について興味を持ち、親族の反対もないため、譲受人に譲渡することにより、土地を有効活用できると判断されました。
よって譲受人により、申請地は閑静な集落内にあり、周辺農地への影響も少なく、日光を遮断する障害物もないため、申請地として最適と最適であると判断され、今回、太陽光発電施設の設置を行う計画です。
申請地では179枚の太陽光パネルを設置します。
造成工事は盛土、切戸は行わず、土地の形状は変わらないため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。
また、雨水は今まで通り自然浸透し周囲への日照対策については、緩衝地を設けます。
なお、申請地内にあるNTT柱については、電柱については、太陽光施設を設置することによるNTT電柱への影響がないことをNTTの方に確認済みとのことです。
水利権はありません。
許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。
事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。
続きまして永田推進委員さんをお願いします。

(永田推進委員)

はい。
特に問題ありません。

(会長)

はい。
ありがとうございました。
事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。
それでは五条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員、全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の4番についてです。

事務局の説明の後、寺嶋推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

五条の4番について、ご説明いたします。

地図の14ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第三種農地の畑です。

店舗としての用途による申請です。

貸し人の子である借人は、現在申請地に隣接する自宅内で、自宅内を整体院として利用していますが、今後、自宅に両親が帰り、一緒に暮らす予定で、自宅が手狭となるため、申請地内にある既存倉庫を改造し改装し、店舗、整体院として利用する計画です。

なお、申請地の一部は、昭和60年ごろに倉庫を建築、平成20年頃に庭敷地として、令和2年頃に合併浄化槽を設置しているため、申請に連名での始末書が添付されています。

申請地では、既存倉庫建築面積24.84平方メートルを改装し店舗整体院として利用し、整体院までの通路及び来院者用駐輪場、駐輪場を設けます。

また来院者が多く、新設する整体院内の待合スペースも手狭であるため屋外にはガーデンパルスする、待合スペースも設けます。造成工事は現状のまま利用し、外構工事では、整地のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は、合併処理浄化槽を利用し、処理水は道路側溝に放流します。

なお、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第一条(1)への両括弧イ、第三種農地の結果要件、第三種農地の転用は許可することができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして、寺嶋推進委員さんお願いします。

(寺嶋推進委員)

特に問題ありません

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見でございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

特に意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

五条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして五条の5番についてですが、事務局の説明の後、清田推進委員。本日欠席でござい
ますので、事務局より説明と推進委員さんの意見もあわせてお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の5番についてご説明いたします。

地図の15ページをご覧ください。

申請地は、高速道路の佐伯インターチェンジ入口から概ね300メートルの区域内にある第三種農
地の畑です。

一般住宅としての用途による申請です。

譲受人の持ち家は2世帯用に建てた住宅でしたが、今は夫婦2人だけとなり、居住スペースが広
過ぎることと、外壁等の補修が必要になってきたため、現在の持ち家は売却し、新たに住宅を建
築することになりました。

申請地では、申請地では木造二階建て、建築面積57.96㎡の住宅を建築します。

造成工事は盛土行いますが、土どめ格子及び擁壁を設けるため、土砂の流出崩壊の恐れはないと
思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽設置し、処理水は雨水とともに道路側溝に放流しま
す。

水利権はありません。

許可基準は第三種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは特に問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の5番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第五条の5件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第11号農地法第三条の11件につきましては許可したいと思います。

議案第十二号農地法第五条の5件につきましても、許可したいと思います。

続きまして、非農地証明願についてを審議いたします。

一番についてですが、事務局の説明のあと、一瀬推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

非農地証明願一番の説明をいたします。

申請地の調査は3月21日に担当地区の一瀬推進員と事務局二名で実施いたしました。

申請地は、佐伯市弥生大字井崎の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は、議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が農地法の知識がなく、平成8年に987番地7に住宅を建設し、その宅地の駐車場及び庭敷地として利用し、20年以上が経過しております。

現状につきましては、前方スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準、基準要領第2の5に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

それでは一瀬推進委員さんお願いします。

(一瀬推進委員)

はい。

現況通りでしてもう宅地の中に存在しております。

問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局一番の非農地証明願の説明及び、担当推進委員さんから特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見でございますので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の1件につきましては承認したいと思います。

それではここで一旦休憩といたします。

再開時間を16時としたいと思います。

よろしく申し上げます。

はい。

皆さん、お席に着いてください。

はい。

それでは時間が来ましたので再開したいと思います。

それではただいまよりその他の議案、農用地利用集積等促進計画案についてを議題とします。

それでは農政課、お願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願いいいたします。

すいません。

座って説明させていただきます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和6年6月1日開始分の25件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの、契約更新で、登記地目畑、一筆841平米。

契約期間6年のもの、更新で新規地目田22筆2万9440平米。

契約期間9年11ヶ月のもの。

契約更新で登記地目田一筆、927平米。

契約期間10年のもの、更新で登記地目田一筆、996平米。

以上合計25筆、面積が3万2204平米となっております。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

会長。はい。

はい。事務局。

(事務局)

はい。

すいません。

ちょっと補足をさせていただきます。

毎月ですね、この農用地利用集積等促進計画をさせていただいております。

更新及び新規の契約につきましては、毎月 15 日締め切り申請と同様に、所在地ベースで推進委員宛に、この方とこの方の契約。

よろしいでしょうか何かありましたら、ご意見をお願いしますということで、農政課の方から農業委員会の方に意見の依頼が来ております。

毎回ですね、ここ、何もないっていうところで、皆さん違和感がある方もいらっしゃいましたので、それを踏まえて、毎回、今回につきましても、特に推進委員からの意見は、特にありませんでしたので、それを申し上げます。

あと、調書の方で何か質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

(会長)

はい。

どなたかご意見ございませんか。

はい。

それではただいまより農用地利用集積等促進計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして佐伯市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の更新についてを議題といたします事務局説明をお願いします。

(事務局)

はい。

長時間お疲れ様です事務局の岡田です。

それでは佐伯市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の更新について説明をしたいと思います。

すいません。

ちょっと座って説明をさせていただきます。

今、お手元にある指針の案があるかと思っております。

これにつきましては、昨年の 5 年 3 月 3 日に経営基盤法は、大幅改正に伴う文章の更新がメインでございました。

しかしですね、6 年 3 月までの 10 年間は、この分につきましては、は 7 年間だったのですが、その更新で皆さんにご審議をお願いしたいなと思っております。

メインは赤字のところになっております。

数字関係です。

はい。

それでは2ページをお開きください。

この農業委員会の活動の指針っていうのは、十年間の更新になります。

それで数字のところ、第2の第2、1、(1)遊休農地の回避、解消目標になります。

下段の赤字が今回の更新分となり、上段の黒が黒字が、前回今までの数字でございました。

実際の遊休農地の解消目標現状につきましては、管内の農地面積1835ヘクタール。

遊休農地面積が今、276ヘクタールとなっております。

割合にして15%となっております。

ここの3年後の目標と最終年の10年後。

につきましては、管内の農地面積につきましては、前回同様そのままの数字を踏襲し、1835、1835ヘクタールとし、遊休農地面積が前回、年7年間で55ヘクタール減っておりますので、それを踏襲し、221ヘクタール。

というふうにさせていただきました。

3年後の目標の遊休農地につきましては3年後マイナス15ヘクタールで、261ヘクタール。

というふうにさせていただきました。

その下の注1、現状の管内農地面積は、令和6年度最適化活動の目標の設定等の数字と同じというところで、ここの6年度というところ。

合わせて変更しております。

これにつきましてはこの大きな方針の後この後、年間の計画っていうところでご審議をさせていただきます。

3ページをお開きください。

2、担い手への農地利用の集積集約についてです。

担い手への農地利用集積目標といたしまして、現状、平成29年3月の時は、1980ヘクタールでしたが、令和6年3月は今現在農業、農林業センサスから1835ヘクタール。

3年後の目標及び下の段の10年後につきましては、前回同様、農地面積はそのまま1835ヘクタールとさせていただきます。

集積面積につきましては、令和6年、令和6年3月の集積面積、現状といたしまして、今実際の担い手への相対の利用権設定だとか、公社を通じた契約だとか、そういうのを合計して、602.3ヘクタール。

集積率が32.8%となっております。

3年後の目標といたしまして、ここの3年後の目標と、その下の段、令和6年、令和16年3月の集積目標といたしまして、毎年最適化活動で集積率を今までは右、右端のところ、75%っていう指標をでした。

昨年大幅改正いたしまして、国が集積率80%、県が90%、市も90%で、結局、国より下なので、県の90%の集積率を佐伯市農業委員さん、農業委員会さん、最適化活動の90%が適用されますよって言ったの、橘さんの時にご記憶に、あったと思います。

これを75%だったので90%になってしまっていましたので、今、県内の市町村私が調べたらもう皆さん80%にしてみましたので、80%、国の80%に合わせたいというところで、たった10%なんですけれども、なるべくそこら辺は現実を考えたら、それするのが妥当だろうというところで、今回メインになるのはここの集積率のところでございます。

となりますと、1835ヘクタールの80%を掛けたら、令和16年3月1468ヘクタールという数字になります。

で、現状の602.3ヘクタールを引いた残りの差を十年間で等分に割った結果が3年後の862.5ヘクタールと、10年後1468ということで大体年間86.7ヘクタール。

約87ヘクタールかけ十年間っていうので1468に到達するということですのでその数字を計上させていただきます。

で、下の参考ですけれども、担い手の育成確保という欄があります。

ここにつきましては、現状平成29年3月。

の時は、総農家戸数2357戸、うち主業農家数が180戸というところでしたが、これがもうセンサスの数字を拾いなさいとなっておりますので、現状が令和6年3月1891戸、そのうちの主要農家数が119戸という状態です。

その右に行きますと、今、担い手の中の、認定農業者、これ市農政課からの調べなんですけど、個人が110経営体、法人が30経営体、法人で、認定農業者取ってる方です。

認定新規就農者が21経営体という現状ですので、それに修正をし、3年後の目標、令和16年3月の目標につきましては、ここはもうセンサスの、もう推計になってしまいますが、前回2357戸から1972戸っていうので、約年間55戸を減少という数字になっておりましたので、もうそれを踏襲して、この数字になっております。

ただし、令和6年の3月の主業農家数、119戸と、個人の認定農業者を比べますと、約1.08倍程度開きがないと、数字が逆転しますので、3年後の目標を120形経営体から、1.08倍を掛けて、左の130戸。

目標の令和16年も同様の個数とさせていただきます。

で、今市の計画の方を見ますと、担い手の減少高齢化等により減少傾向にありますと。

キープをしていきますというような表現がありましたので、3年後及び10年後につきまして、100、110から120、約10経営体の伸ばしの維持というところで、100、個人の120経営体と、法人の30経営体、合計150経営体を維持というような表現で、令和16年3月も同様とさせていただきます。

右端の認定農業者については、現在今21。

認定新規就農者。

すいません。

ですが、今現在21経営体ございます。

市の計画の方見ますと、大体20経営体が推移しておりましたので、その維持というところで、3年ごと、10年後も20経営体と。

いう数字を入れさせていただきます。

はい。

次の4ページから5ページの分になります。

下の段、3の新規参入の促進についてなんですけど、新規参入が前回28年度の際は、2経営体の0.7ヘクタール。

言う数字が始まっております。

今度今実際の現状が、令和5年度末で今13経営体。

の経営面積が4.4ヘクタールと、大体平均33アールで、メインはやはり集約栽培系でございます。

た。

で、3年後の目標と、10年後の目標につきましては、純粋な新規といたしましても、市の方は20経営体を年間、を育てていくと。

掘り起こしをしていくという目標でございました。

で、経営体につきましてはですね、なかなか企業参入、もう当然、考えなければいけません数字として考えるのであれば、やはり集約系の栽培だろうと。

ただ、今物価高騰も伴いまして、経営規模がやっぱり若干多いのではないかと。

推計をし20経営体の10ヘク平均。

0.5、105単として、16年3月まで、計上をさせていただきました。

はい。

一応ざっと今説明が終わります。

メインは80%の部分になろうかと思えます。

もし、数字とここはもうちょっと延ばそうよとかありましたら、ここで修正も構いません、これはもう認められたらまた見直しも全然、いつでもできますので。

ご質問、ご意見、よろしく願いいたします。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明が終わりました。

何か質問やご意見等ございますか。

はい。

三又委員。

(三又委員)

数字はですね、目標ですから高く持つのは当たり前ですが、これに向けてですね。

よほどの準備をせんことには、この数字以下に必ずなりますんで、前から私、市長にもお願いしましたが、それなりの市での技師とかね。

技術指導員とかいうことをちゃんとそこら辺までしてやらんと、この現状でこの数字は絶対出らんとしますんで。

そこら辺も、農政課とかも含めてね、その手だてもしとかんと、これ。

絶対なりません。

この頃には私どもおりませんね。

ですから現実味のあるような手法とかそういうのはもう組み入れてからのあれにしてください。お願いします。

(会長)

はい事務局。

(事務局)

はい。

おっしゃる通りだと思います。

私もいろいろ指針を考えてみまして基本国の80%と県の研修の90%というのも、なかなかもう、ものすごく大変な出席率でございます。

また3月、今月、市議会議員の方との意見交換もありますし、実際のところをですね農政課の方もですね、うちの事務局の方もなかなか一生懸命メンバー頑張ってるんですけども、なかなか、私もこれをこうで、作った時は、三又さんの気持ちと一緒に気持ちになったのがもう正直でございます。

一応とはいえですね、10年後の目標数値をひとまず立てなければいけないっていうところも実際証明などありますんでですね。

私もものすごく一応控え目な数値なした感じなんですけれども。

もし、何かこう数字とか、ここまでとかいうのがありましたらですね、全然変更可能ですので、何かいろいろ意見いただけたらと思います。

はい。

(会長)

はい。

今事務局の方から、これはあくまで希望的数値と、いうふうなことなんですが、修正が必要であれば修正するということですが、いかがいたしますか。

他にどなたかございますか。

はい。

そうですね。

は、修正というほどの意見もないようですので、先ほどのご意見等を踏まえてですね。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして令和6年度最適化活動の目標等についてを議題といたしますそれでは事務局、説明をお願いします。

(事務局)

はい。

長時間、お疲れ様です。

事務局の岡田です。

市の指針、ご承認ほどありがとうございます。

一応指針とは向かうべき方向を示すっていう方針でございます。

これに基づいて、詳細計画がもう一つ、お手元の年間毎年今時期にご審議をさせていただいてます最適化活動の目標の制定等、別紙様式1になります。

ここにつきましては、毎年の数字等ありますので、一部割愛をさせていただきたいと思います。

それでは1、農業委員会の状況についてです。

これは7月20日からのメンバーの人数を入れております。

2 農家農地等の概要につきましては直近の農林業省察から拾い出しており、右端の認定農業者の人数については農業委員会調べ市農政課と調べておいた数字でございます。

下の耕地面積につきましては農水省ホームページの面積、耕地及び作付面積統計から引っ張ってくるもので、今年度は1835ヘクタールとなっております。

この2の最適活動の目標です。

ここにつきましては、先ほど指針で調べてお話した、これまでの集積面積602ヘクタールですね、小数点の関係はこの部分はもうすでに計算式でも、これは1桁、割愛でいいよってなってますので602となっております。

これで今、実際の集積率が32.8%というふうな形状になっております。

②ですね、目標、ここがですね、先ほどの指針の、90今80%のお話をしました、農地の集積の目標年度、ここが昨年までは5年度で、もう90%いかないといけないというような計算には、なっていました、先ほど更新をさせていただきましたので、15年度、10年後という数字が入ります。

集積率が、先ほど75%から国の80%に上げましたので、国の集積率の目標の80が入ります。

それで、今年度の新規集積目標。

これにつきましては、今から10年間、約870ヘクタールを計上したら先ほどの80%の集積の1468になりますので、それわる10をした。

年間の新規集積の面積を非担い手から担い手に新たに設定をしないとイケないっていう、面積が87ヘクタールになります。

それで今年度末の集積面積が87+600人で689ヘク入りまして、今年度末の集積がひとまず1年目は、37.5%ですので、約5%が上がりますよという目標数値になります。

で、それに対しての分の目標設定の数字が新年度ここに入ります。

(2)の遊休農地の解消なんです、直近の利用状況調査より判明した遊休農地の状況が、未緑区分の遊休農地が273ヘクタールございました。

右側の黄色部分の黄色く部分が、赤に近い部分ですね。

それが3ヘクタール、合計276ヘクタールの現状数値になっておりました。

で、これの現状につきまして目標数値を定めなさいっていうのが、②になります。

まず②のは、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積。

これが令和3年度の時に、傾斜地とか極小地だとか、使い前が悪い小さい農地だとかを全部差っ引いて、残ったやつが、そういうのを、除いた部分が校舎とか借りられるちょっとこう優良農地でしょうという。

広さになりますと、それが55ヘクタールでそれを5年間で、令和8年度までに解消しないとイケないよっていうふうにはなっております。

それがそういうことで3年度から5ヵ年、っていうことで、55わる5の11、年間5年で終わった分の目標これはもう昨年と同じ数字になります。

Bの黄色い部分の遊休農地の解消につきましても、3年度の利用状況調査による黄色区分の遊休農地も、117ヘクタール。

これも数字が固定で、この目標の数値を解消していかないといけないという数字になっております。

イの目標につきましては、新規発生遊休農地の解消が、前年度に新規発生した、緑区分、例えば白から緑ってというようなパターンが多いかと思います。

それが計算したところ 105.88 ヘクタールありましたので、106 ヘクタールが数字となります。

で、(3) の新規参入の促進です。

現状が令和3年度4年度5年度の経営体の数字をここに拾い出しております。

②につきましては、それについての新規参入の貸付について農地所有者等の同意を終えた上で公表付する、農地の面積を算出しなさいというふうにな言われてますので、それが直近の3カ年で、平均23ヘクタール。

その1割程度をもう頑張りなさいと言う数字になりますのでここは2.3ヘクタールが入ります。

はい。

2の最適化活動の活動目標は、これはもう1日当たりの活動日数が10日。

これも国の指針でも、10日ですよと言うのが決まっていますので10日を目標とし、17人の際農業委員さんと27人の最適化推進委員さん、全員でやりますということになります。

活動強化月間の設定目標につきましては、活動強化月間として3月以上上げなさいと。

いうふうになっておりますので、昨年同様に遊休農地の解消と農地の集積の地域計画の座談会というふうな形で3回程度で、ここも昨年の目標とさせていただきます。

新規参入の参加目標を、新規参入相談会へ必ず行ってくださいというのがありますので、これにつきましても、毎年8月ごろですね、就農を応援フェアで、大分の方に行きますのでそれを1回というふうに数字を上げさせていただきます。

一応、今年度の目標の設定につきまして、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

以上です。

(会長)

はい。

ただいま事務局より令和6年度最適化活動の目標等について説明ございました。

どなたか意見等ございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

矢野委員。

(矢野委員)

お尋ねします。

矢野です。

一番先ですね、農業委員の数字17、その下が認定とかありまして、9.4.2ってあるんですよ。

どうしても17にならんけ。

これもしかして委員長と副委員長は別なのかなという。

そこ。

(事務局)

申し訳ありません。

数字を変更します。

内訳私はず間違えております。

はい。

女性4人ですね。

すいません。

中立委員さん、40以下いない。

だから、認定農業者14、15、あと2人ですね。

すいません。

どう。

ちゅうことで、おそらくもう準ずる農業者っていうところで二名。

になろうかと思えます。

はい。

(事務局)

えっとですね昨年もやっぱり合計にはなっていないですね。

違うんで。

この欄に該当しない人はもう入れないっていうような形のようにでした。

はい。

(会長)

結局どうなんの女性が、実際は3人やろ。

いや4人か。

ごめんごめん。

ごめんごめん。

いや4人やな。

4人のうち中立委員が今二名になっちゃうじゃん。

中立委員のうち女性枠の中入っちゃうんだよな。

ダブったやろ。

うん。

(事務局)

そうですね。

はい。

だから必ずここが内訳足したら17になるっていうのでは、ないっちゅうことじゃないですよ。

(会長)

それで認定農業者と認定農業者以外の方がどっかになったらいけんのじゃないか。

準ずるものちゅうんが、

(事務局)

準ずるもの準ずるものもう例えば、認定農業者の取ってるもの。認定農業者の中の家族の人とか、かな。

もうかなりもう認定農業者に近い方、やってたけど、都合でとかいうような。

そう。

そういうふうはこの中の数字が上がってくると、一応ですね、昨年とかも一応ゼロに準ずるものは0になっとるんですよ。

で、この必ずしも合計には内原が入って帰ってこっちに入ってこないっていうような考えでよろしい。

(会長)

それでよろしいですか。

(矢野委員)

はい。

ぜ、理解いたしました。

(会長)

はい。

他にどなたか何かございますか。

ないようですので、取りまとめたいと思います。

事務局より提案された令和6年度最適化活動の目標等について、承認される方の挙手を求めます。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

これにてすべての議案が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を、副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和6年度第4回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様長時間、お疲れ様でした。

(16時46分閉会)